平成２４年（再イ）第３８５号
札幌市中央区南１条東３丁目１番地１　大通シティハウス901号
再生債務者　小沼　邦洋
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月22日まで
平成25年２月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号
沖縄県宜野湾市志真志２丁目14番１号
再生債務者　久場　文子
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月22日まで
平成25年２月22日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（再イ）第３号
兵庫県篠山市殿町136番地
再生債務者　波々伯部保
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月14日まで
平成25年２月21日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２４年（再イ）第１１８号
神戸市中央区花隈町33番18―1003号
再生債務者　戎野　　猛
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月14日まで
平成25年２月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第５６号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目15番１―1006号
再生債務者　りんたろう書店こと　津田　充彦
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月14日まで
平成25年２月21日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再イ）第３７号
岡山市中区国富１丁目15番20号
再生債務者　原　　年宏
1　決議に付する再生計画案　平成25年１月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月15日まで
平成25年２月22日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第３７号
熊本市南区八幡５丁目10番８―７号
再生債務者　内田　孝洋
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月21日まで
平成25年２月21日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２９号
大津市大江８丁目134番地の８
再生債務者　坪木　　弘
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年２月22日
大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２12―506
再生債務者　松岡　芳一
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月14日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月28日から平成25年４月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再ロ）第１０００５号
千葉県千葉市若葉区桜木５―３―２モアクレスト千葉Ｂ棟308
再生債務者　山口　　仁
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月４日から平成25年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第９号
新潟市北区葛塚3152番地２
再生債務者　一戸　克則
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月５日から平成25年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第４号
盛岡市玉山区松内字松内24番地１
再生債務者　岩崎　和則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月14日まで
平成25年２月21日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再ロ）第５号
静岡県袋井市梅山2516番地
再生債務者　森田　亮介
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月15日まで
平成25年２月22日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２４年（再ロ）第３号
兵庫県高砂市曽根町918番地の11
再生債務者　中嶋　康貴
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月21日まで
平成25年２月21日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第６号
秋田県男鹿市船越字前野64番地７
再生債務者　米屋　和美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月21日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第２１号
京都市伏見区竹田浄菩提院町276番地　トータスビルディング202号
再生債務者　野瀬　一恵（旧姓大倉）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月22日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第３号
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田42―１　レオパレスソレイユルヴァン206号
再生債務者　大倉　義孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月22日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再ロ）第９号
大阪府泉佐野市高松東２丁目10番３号
再生債務者　松井　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月22日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係